

## 目次

D II -CV-1st-1★訴状20190416	2
D II -CV-1st-2★証拠20190416	8
D II -CV-1st-3★甲1号証-反訳書	10
D II -CV-1st-4★甲2号証-反訳書	13
D II -CV-1st-5★甲3号証-反訳書	14
D II -CV-1st-6★準備書面①20200106	18

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

## 訴状 D II

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3329 職業 教員  
氏名 石井恵子 電話

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

### 第 1 請求の趣旨

#### 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

被告は包囲網として原告に加害したものであり、摘発されるべき包囲網の各人に請求すべき慰謝料は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

#### 2 訴訟費用は被告の負担とする

### 第 2 請求の原因

後述の通り、被告は原告との極めて陰悪で敵対的な関係を自ら創り出しておきながら、好意関係(菩提寺の世話人)を口実にして、沼田郵便局サイトウの模倣犯として不必要な留守宅内侵入を三度重ね、威力を示しました。

沼田署は村八分の状況を根拠無く信じないことなどによりこれを隠蔽しました。

なお、沼田署の本件対応については貴所 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件にて係属中であり、また、被告の村の集会での原告に対する村八分扱いについては平成 31 年(ワ)第 116 号 慰謝料請求事件にて提訴済です。

これらは信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、また人格権(憲法 13 条)の自治権や生命に対する権利などの侵害であり、不法行為です。

これによって原告は精神的に著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって、民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任に基き、被告に対して慰謝料を請求します。

### 第 3 不法行為

(係属中の不法行為) 20170416 19:00 からの地区センターでの集会において原告を村八

分(非人間)扱いするような人格権を侵害する発言を重ねて威力を示したこと  
(本件の不法行為) 村八分扱いしておきながら菩提寺の世話人を装って三度の留守宅侵入  
を繰り返して隠蔽したサイトウの犯行を模倣し、威力を示したこと

不法行為のうち、石井恵子に対し、住居侵入等 (刑法第三百十条)

石井恵子は 2017 年 4 月 29 日 15 時頃(甲 7)、2017 年 8 月 15 日 17 時頃、2018 年 1 月 10 日  
午後、の三度に亘り、いずれも菩提寺の世話人という好意関係を装ってみなかみ町上牧  
3158-1 所在の私の留守宅を訪れ、包囲網として事前に知りえた情報によって私が外出中で  
あることを承知の上で、私への無言の脅迫の意図を持って、私の防御不能の状態を突いて、  
玄関扉を開けて居間に侵入し、④と⑤においては菩提寺からの配り物を居間に置き去り、⑥  
においては土間にあったサンダルの片方を居間に放り上げるとともに、軒下の郵便受に菩提  
寺からの配り物を入れました。

このように石井恵子は告訴人に無断で無意識下の留守宅内侵入を繰り返しました。

### 説明

後述の通り、既に極めて陰悪な間柄であったことや屋内にまで立ち入る必要性が無いことなどから、世話人などという口実が成り立つ余地は無く、正当行為ではありえませんが、信義則と公序良俗への違反であり、自決権の侵害による不法行為です。

なお、⑥の 2018 年 1 月 10 日の三度目の屋内侵入については直接証拠はありません。

ただ私が夕方帰宅してみると、軒下の郵便ポストに菩提寺の配り物(祈祷符など)が入っており、また、土間にあったサンダルの片方が居間の上で裏返しになって転がっていました。土間と居間は約 30cm の高低差がありますし、今までにこんな経験は一度もありません。ですから状況的に前の二回と同じであることから、石井恵子が再犯し、断固として威力を示した結果であろうと推定されるということです。

不法行為のうち、石井恵子に対し、脅迫の罪 (刑法第二百二十二条)

本罪は既述の住居侵入の目的であり牽連犯の関係ですので告訴事實は共通です。

石井恵子の留守中の屋内侵入は「告訴人の無意識・無防備の不意を突いた行為」つまり防御不能という意味で沼田郵便局サイトウの居眠り中の屋内侵入と共通性が有ります。

つまりこの留守宅内侵入によって、かつて自ら妨害した事例と同様の沼田郵便局サイトウの犯行を模倣し、「我々はいつでもこのようにお前の不意を突いて侵入し、何をするかわからないよ」という威力を示したのだと思います。

### 説明

後述の通りの既知の蓋然性を総合すると、知っていたからこそ敢えて実行した(故意の加害)のだと推定されます。

害意の対象物が判然としないことも逆に脅迫効果を高めています。

つまり「無意識下なので何をされるか、あるいは何をされたかわからない」という疑心暗鬼にさせ、萎縮させ、不安に陥れ、もって恐怖させることが狙いだと思います。

例えば毒を入れられるかもしれないし(生命)、証拠を隠滅されるかもしれないし(財産)、そんなことではうかうか出歩けません(自由)。

不法行為のうち、石井恵子に対し、犯人蔵匿等の罪（刑法第百三条）

20170416 20:30 頃(甲 3)、みなかみ町上牧 3034 所在の吉平地区構造改善センターでの 19:00 からの集会の終盤に、私がサイトウ郵便配達員の犯行事例の紹介を始めたところ、石井恵子はサイトウの犯行が罰金以上の罪状であることを知りながら、同人をしてその処罰を免れさせる為に、「ここで言う事じゃないと思いますよ」と①の鈴木通夫と同趣旨の根拠の無い発言をして妨害し、もって、サイトウを隠避しました。

**説明**

以下のうち、甲 3 反 P4 上の引用の通りです。

係属中の不法行為(被告による村八分)についてC II-甲 2 号反訳書より引用

貴所 平成 31 年(ワ)第 116 号 慰謝料請求事件においては、もっぱら被告によるこの集会での私への村八分扱いの発言を不法行為としております。

甲 2 反 P1 上(石井恵子)じゃ、民主主義だったら、だったら総会の議題に則ってやってから、やるべきじゃないでしょうか？ それが一番の民主主義だと思います。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(虚偽) 威力 そんなことはありません。私は前回の集会(甲 1)で発言を妨害され中止された被害者ですから、当然に最優先されるべきです。人権が多数決で否定できると言ってます。石井は教員です (私)だ、理由は言ってるじゃないすか？ 逃げられちゃ困るから最初にやるんですよ、このあいだみたいに。逃げら、逃げた人が居るから。実績が有るから言ってるんですよ？

甲 2 反 P1 中(私)なんで理由が、じゃあ、なんで理由が無えんに帰るんだよ？ (石井恵子) 議題をやりましょう。議題を進めましょう。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 無根(虚偽) 威力 一方的に発言を中止させようと提案してます、

係属中の不法行為(被告による村八分)についてC II-甲 3 号反訳書より引用

甲 3 反 P4 上(私)ええと、それからもう一つ、新たな脅迫事件が起ってます。郵便局員が声掛けせずに、私の寝ている間に忍び込んで荷物を置いて行きました。それには過去の殺人事件が絡んでます。これも脅迫です。要はまあ、イメージ的にはストーカー行為としてわかりやすい行為だと思いますけども。そうゆうのが 甲 3 反 P4 上(石井 恵子)じゃ、郵便局のほうへ言ってもらって、ここで言う事じゃないと思いますよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 威力 この集会の冒頭で鈴木通夫の前回(甲 1)の発言について皆に注意喚起しておりますが、それを無視して、言ったそばから再現してみせて威力を示したということであり、戦線布告的な超敵対的発言です。さっき(甲 2)は「そんな話は後にしろ」、今度は「ここで言う事じゃない」と来れば、つまりは「お前には発言させない」という意図しかありえませんが、更に重要なのは、ここで妨害した犯行事例そのものを、つまり無意識下の不法な屋内侵入を、その後自ら繰返して模倣している点です。(私) どうして、ここで言う事じゃないん？ 貴方も、貴方もそうゆう目に遭う、遭う可能性が有るんですよ？ 甲 3 反 P4 上(石井 恵子)違います、違うと

思います。(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 威力 根拠の無い思い込みです  
(私)何で違うんですか? どうして違うんですか? おかしいでしょ? 甲 3 反 P4 上(石井  
恵子)おかしくないですよ。(説明)★★★★★ゾンビ化 抗議を無視 無根 威力 根拠の  
無い思い込みです (私)言ってることがおかしいよ、私は共通の身の危険について情報を  
共有しているだけですよ? 甲 3 反 P4 中(石井 恵子)皆さん、他の人達は身の危険を感じ  
てません。(説明)★★★★★ゾンビ化 妨害 人格否定 抗議を無視 著しい公序良俗違  
反と信義則違反 威力 まず、この件についてはまだ他の住民は何も発言してません。また、  
他の住民は安全だとする根拠が有りません。著しく不合理で事実を否定しています (私)  
何を言ってるん? 甲 3 反 P4 中(石井 恵子)総会を終わりにしましょう。(説明)★★★★  
★ゾンビ化 妨害 人格否定 著しい公序良俗違反と信義則違反 抗議を無視 威力 私  
の発言を一方的に中止させようと提案してます

#### 第 4 事件性の焦点

##### I 故意の恣意性が極めて高いこと (1/10000000)

##### 1 人間関係が既に完全に崩壊していたこと＝村八分(時系列①～③、甲 1～3)

詳しくはDI-甲 1～3 の各反訳書の通りですが、村の集会で私への超敵対的発言を重ね、被  
告自ら陰悪な状況を創り出したことや、村全体として村八分の状況であったことは明らかで  
あり、とても不用意に無断で留守宅に立入れるような間柄ではありません。

人を馬鹿にするにも程があり、このような物言いこそが非人間扱いの典型です。

I-1 鈴木通夫がDI-甲 1 で根拠無く私の発言を妨害したことは人格権の侵害であるうえに、  
その動機によっては犯罪にも当る恐れが有る、と冒頭で皆に注意した矢先の模倣発言でした。  
つまり故意にこの忠告を無視したうえに模倣してみせたものであり、極めて挑戦的かつ敵対  
的な態度であり、いずれ告訴される覚悟を伴った戦線布告だと当然に思います。

I-2 サイトウの事例の紹介を直接的に妨害しており、その隠蔽の意図も明らかです。

このように石井恵子は、公衆の面前で「お前の発言権など認めない」と態度で威圧しました。  
また、狙撃と呼ぶべき異常な発砲や脅迫と呼ぶべき無意識下の住居侵入があったのは厳然と  
した事実であり、またそれらが私限りの危機だという保証はどこにも無いわけですから、巻  
き添えの恐れ(公益の侵害)を考えれば誰も看過できるはずがないのに、村人の多くが堂々と  
これを否認してみせたことは、村という集団の機能から考えて極めて異常であり、このよう  
な村人達の異常な言動も包囲網としての威力ないし隠蔽の意図を示唆しております。

##### 2 サイトウ郵便局員の住居侵入が犯罪であると認識していたこと

反訳書の通り、犯罪として事例紹介していたのは明らかです。

##### 3 サイトウ郵便局員の屋内侵入の模倣であること (1/10)

「告訴人の無意識・無防備の不意を突いた行為」としての共通性が有ります。

##### 4 「自宅に出入りされたくないから」と一括前払い時に告知済であったこと (1/10)

菩提寺の世話人の前任は私であり、同年 2 月に石井恵子に引継いだばかりでした。

この引継ぎ時点で石井恵子に二年分を一括前払いしており(普通は年三回の都度集金)、その  
際にその理由として「他人に家に出入りされたくないから」と告知済みです(甲 6)。

5 三回とも物を置き去りにして自分の行為をアピールしていること (1/2)

狙った相手に気付かせなくては意味がありません。これもサイトウと共通です。

II 屋内まで立入る必要=行為の必然性が無いこと (1/200000)

石井恵子は教員ですから、その職業的見識に鑑みて、今時「立入禁止」の表示を無視してまで留守宅内に立ち入って物を置いてゆくという感覚は極めて非常識かつ不審だと思います。同じ理由から「ここで言う事じゃないと思いますよ」という既述の発言も極めて不審です。

1 一回目と二回目とも風雨が弱かったこと (1/10)

「配り物が雨水に濡れるのを心配したから」と主張していますが、もともと軒下つまり屋外の郵便ポストでもよほど風が強くなければ濡れる懸念はありません。

ちなみに一回目も二回目も「しとしと雨」で、風も強くありませんでした(三回目は雨無し)。このような天候なら普通は軒下のポストに入れると思います。

2 二回目からは玄関扉に「立入禁止」と目の高さに大きく表示してあったこと (1/10)

3 二回目の配り物はただの領収書であること (1/10)

4 二回目は雨天の留守中を半月以上も狙って待っていたと思われること (1/10)

護持会費の領収書というのは、もともと 7 月中の配り物なので二週間以上経っています。

III 沼田署による露骨な隠蔽 (1/100000000) 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件

- 1 私の現場検証の要請を根拠無く無視したこと
- 2 虚偽の理由を用いて私の告訴状を受理拒否したこと
- 3 私が後日提出した告訴状をその後根拠無く無視したこと

## 第 5 不当性と動機や背景

要するに、自明の違法性を認めようとしないうことによる犯罪事実の否定です。

つまり隠蔽ですが、その違法性の民事的評価は①信義則違反(民法 1 条)と②公序良俗違反(民法 90 条)ということに尽きると思います。

その③自明性(顕著な違法性)に犯罪性のうち故意性(脅迫ないし隠蔽)が集約されます。

ですから露骨な非人間扱なので通常は取り得ない選択であることから、極めて特殊な前提の下での対応であると推測されます。

つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、一般的には選択の余地はありえませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図を如実に示しています。

その典型が私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、特に現場の立地などから、当然に殺人の可能性が最大であるのに、三機関が共謀してこれを皆無としました。

★人権ないし人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)に基くものであり、自治の権利(自由権規約 1 条、憲法 13 条)や生命に対する固有の権利(自由権規約 6 条、憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)や平等権(憲法 14 条)などです。

例えば本件では何よりも原告に対する被告の徹底的な非人間扱いが焦点です。

このような殺し合い寸前の状況を自ら現出させておきながら、留守宅に立入るなど厚顔無恥にも程があります。

被告の動機は私への全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基づく迫害の輪が全世界に広がっています。

包囲網は信じないことにより犯罪を既成事化して来ました。

脅迫殺人(訴状 A・A II)と狙撃脅迫(訴状 B)はいずれも私の生命への脅迫であることは明らかであり、また本事件もこの二つを起源とする派生事件の一つと思われますから、包囲網は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全てが無言の村八分の通告とみなせます。

**判例の摘示(甲 5)** 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当る (大阪高等裁判所 昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和 32 年 9 月 13 日 破棄自判)

## 第 6 時系列的事実経過

①20170212 20:16(甲 1) みなかみ町上牧 3034 所在の吉平地区構造改善センターでの 19:00 からの集会の終盤に、私が狙撃脅迫事件の事例を紹介し、他の住民が巻き込まれる虞を強調し、狙撃グループの地区からの締出し決議を提案したのに、鈴木通夫は「村でやる問題じゃないよ、それは」との趣旨の発言を根拠無く繰り返し、また発言の途中で「はあいいや、帰るべえ」と皆を煽動して帰宅し、私の発言を中断させました。

②20170416 19:15 頃(甲 2)、吉平地区構造改善センターでの 19:00 からの集会の冒頭において石井恵子は、私が前回中断された提案を再開しようとしたのに、私の発言を無視して「議題を進めましょう」と皆を煽動しました。

③前項の同日 20170416 20:30 頃(甲 3)、私が集会の終盤にサイトウ郵便配達員の犯行事例の紹介を始めたところ、石井恵子が「ここで言う事じゃないと思いますよ」と①の鈴木通夫と同趣旨の根拠の無い発言で妨害し、また鈴木政治とともに集会を閉めるよう皆を煽動し、私の発言を中断させました。

石井恵子は④2017 年 4 月 29 日 15 時頃(甲 7)、⑤2017 年 8 月 15 日 17 時頃、⑥2018 年 1 月 10 日午後、いずれも菩提寺の世話人という好意関係を口実にして、包囲網として事前にネットで知りえた情報によって私が外出中であることを承知の上で、私への脅迫の意図を持って、みなかみ町上牧 3158-1 所在の私の留守宅を訪れ、私の防御不能の状態を突いて玄関扉を開けて居間に侵入し、④と⑤においては菩提寺からの配り物を居間に置き去り、⑥においては土間にあったサンダルの片方を居間に放り上げるとともに、軒下の郵便受に菩提寺からの配り物を入れました。

**第 7 証拠方法** 証拠説明書 D II に記載の全て

**第 8 附属書類** 本書と証拠説明書 D II とその全証拠とそれらの副本一式

以上

番号	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号書証 (反訳書)	20170212 20:16 住所地区の構造改 善センター(みなか み町上牧3034)での 集会の録音	コピー USBメモリー 20170212 原告が作成	証明すべきは不法行為の状況証拠である I-1 原告と被告を始め、人間関係が既に崩壊していたこと＝村八分の状況です。 <u>不当性の焦点(甲1～甲3共通)</u> 本件の延べ二回の集会では、公衆の面前で私を晒し者にし見せしめにするような人格否定の根拠の無い妨害発言や私の発言の途中で他の参加者を煽動して帰宅するなど、 <u>およそ民主主義に反する非人道的な言動が多数見られます。</u> これら全てが共謀による <u>非人間扱い</u> であり、全てが村八分の実質的な通告とみなせると思います。 信義則違反や公序良俗違反であり、生命と自由と名誉に対する脅迫であり、人格権の侵害であり不法行為です。 具体的には一個の人間として認められる権利(憲法13条)や自治の権利(憲法13条)や平等権(憲法14条)などの侵害です。
甲2号書証 (反訳書)	20170416 19:08 地区センターでの 集会の録音	コピー USBメモリー 20170416 原告が作成	証明すべきは不法行為の状況証拠である I-1 原告と被告を始め、人間関係が既に崩壊していたこと＝村八分の状況です。 甲2と甲3は同じ集会です。 不当性は甲1にて既述の通りです。 構造改善センター(みなかみ町上牧3034)
甲3号書証 (反訳書)	20170416 20:18 地区センターでの 集会の録音	コピー USBメモリー 20170416 原告が作成	証明すべきは不法行為の状況証拠である I-1 原告と被告を始め、人間関係が既に崩壊していたこと＝村八分の状況です。 甲2と甲3は同じ集会です。 不当性は甲1にて既述の通りです。 構造改善センター(みなかみ町上牧3034)
甲4号書証	「吉平組役員の皆様へ」	コピー 20180410 原告が作成	証明すべきは不法行為の状況証拠である I-1 <u>村八分の状況</u> です。 『下記はいずれも村人としておよそありえない異常な言動であり村八分と言え、私の人権を全否定して露骨に人でなし扱いし、超敵対的意思を示すことにより包囲網の威力を示して脅迫しております。 <u>このような状況が今後も放置されるならば、「権利は認めず納税義務だけ負担せよ」という取扱に何ら正当性は無いので改善が見られるまで組費の納入と村の行事への参加を見送りたいと思います。</u> 』
甲5号書証	村八分の通告が自	コピー	直接的に立証すべき事実は有りません。

	由と名誉への脅迫 (判例の摘示)	20190210 原告が作成	大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当たっております。 本件の無言の村八分の実行行為も同様に解釈できると思います。
甲6号書証	20170213付 石井恵 子発行の領収書	コピー 20170213 被告が作成	証明すべきは不法行為の状況証拠である I-4 「自宅に出入りされたくないから」と一括前払い時に告知済であったことです。 菩提寺の会費2年分の金額12,000円の領収書です。このような一括前払いはおそらく私以外に前例は有りません。 一括前払いしたのは同年2月の砂防ダム建設説明会の時で、その際に世話人の引継を行いました。
甲7号証	20170429 19:38 石井恵子との通話 録音	USBメモリー 20170429 原告が作成	証明すべきは時系列的事実経過④の事実のうち、石井恵子が私の留守宅内に立入って祈禱符を置き去った事実です。 同日の留守宅内への配り物について「はい、私が置きました」と答えています。

20170212 20:16 構造改善センター(みなかみ町上牧 3034)での集会の録音 反訳書

(鈴木 通夫) や、鉄砲の、鉄砲

(私) や、許可される話じゃないもん。

(鈴木 通夫) え?

(私) どうぞ、

(鈴木 通夫) や、レコーダー取るんだら話さないよ。

(村人) ちょ、すみません、

(私) 何で? その理由を、言って下さい。その理由を話してください。レコーダー録る、録るなら何で話せないん? 何で話せないん?

(鈴木 政治) 組頭に用事が有るんだよ、

(鈴木 通夫) え? ちゃんと組頭の、発言する人の許可を取らないと、

(私) だから何で許可取る必要があるん? 普通の話でしょ? 私や記録、記録したいだけなんですけど?

(鈴木 通夫) 普通の話じゃないですよ、普通の話じゃないですよ、

(私) 普通の話ですよ、どこが普通の話じゃないん?

(鈴木 通夫) だって、りよ、猟友の人だって、ちゃんと国から免許持ってやってるんですよ?

(私) いやいや、自分も同じ目に遭うかもしれないんですよ? それを放置しとけるんですか?

(鈴木 通夫) だって、ちゃんと猟友会の許可証持った人達がやってることによって、吉平だけでそんなことで決議をするなんてできないでしょ?

(私) いつ何時貴方の後ろに忍び寄って、耳元でドカンとやるかもしれないんですよ?

(鈴木 通夫) そ、そんな人じゃ猟友会免許取れないでしょ? 持てないでしょ?

(私) だから、発砲自体はじ、事実なんですよ?

(鈴木 通夫) そら、たまたま、そういうことが有ったって、でしょ? だ、イマ、イマイさんを狙って鉄砲を発砲したわけじゃないでしょ?

(私) だから問題なんでしょ?

(鈴木 通夫) なんで?

(私) 私を、個人を狙ってるんだったら皆さんは安全ですよ。逆にそうじゃないから問題なんでしょ?

(鈴木 通夫) だって山に入って猟友会してて鳥が出たりなんかしたら撃つよ?

(私) あの、私のはな、お話してる内容から考えて、そういう感想になるはずがないんですけど? 身の危険を感じるのが普通だと思いますが? 普通の村人だと思いますけどね? どうなんですか?

(鈴木 通夫) それは村で決議する問題ではないでしょ?って、

(私) どうしてなんですか?

(鈴木 通夫) 自分でその、猟友会だら

(私) 自分が、ご自分だって、そうゆう目にいつ何時遭わされるかもしれないんですよ？ そうですよ？

(鈴木 通夫) そんなこと考えたら車だってどこだって歩けねえじゃん？ 車がいつ飛び込んで来るかわかんねえじゃん？ それじゃ。 それと同じじゃん？

(私) あ、同じなんですか？ へええ。

(鈴木 通夫) 同じだっぺ？ 鉄砲だってちゃんと許可得て、車の運転士だって

(私) じゃ、いつ何時、いつ何時、あの、私と同じ目に遭うかもわかんないのに、いいんですか？

(鈴木 通夫) だ、車の免許と同じでしょう？ って

(私) 放置しとくんですか？

(鈴木 通夫) や、放置じゃないでしょ？ じゃ、車の免許持ってる人が車が来たら乗る権利が有るじゃないですか？

(私) いや、もちろん取り締まらない警察が一番悪いんですよ、悪いんだけど、何もしなければ自分も身の危険が及ぶかもしんないんですよ？

(鈴木 通夫) だから、議長さんと約束したでしょ？

(私) どうしてですか？ 身の安全について相談するのが当り前の、あの、近所付き合いっつうか、ですよ？

(鈴木 通夫) いや、だって身の安全なんて、誰も無いもん。だって猟友会の人達が何でさっきからこの、あの

(私) 誰も無い？ どうして無いんですか？ どうして無いって言い切れるん？

(鈴木 通夫) だって、いき、無いもん。

(私) いや、だから、発砲されたんも血だらけなっただのも事実なんですよ？

(鈴木 通夫) 血だらけ？ 何？ イマイさん、イマイさん、

(私) どうしてご自分がいつなんどきそういう目に遭わないって言い切れるんですか？

(鈴木 通夫) だって、血だらけって、イマイさんがなったの？

(私) はい？

(鈴木 通夫) イマイさんがなったの？ 血だらけに。

(私) ええ、いやいや、道が血だらけに、通り道が血だらけ。だからそもそもね、何の為に道まで持ち出して捌く必要が有るのか？ とゆうのを突き詰めたら、完全に事件なんですよ。

(鈴木 通夫) 事件だったらそれは個人的に、こうゆうのが有ったから、猟友会の人に自分で申し込んだらいいんじゃないの？ 自分で。

(私) いや、申し込むとかじゃないですよ？ 刑事事件として、刑事事件として、実刑10年は絶対下らないですよ、まともに判断されれば。

(鈴木 通夫) 何で刑事事件なの？ それが。何で刑事事件なの？

(私) 脅迫だからです。

(鈴木 通夫) 何で脅迫？ 誰を脅迫したん？

(私) はい？

(鈴木 通夫) 誰を脅迫したん？

(私) おかしいことをおっしゃいますね？ 鉄砲で撃たれて、その10日後に通り道、血だらけにされたら、当然あのグループがやってるんだろうなと考えるのが普通でしょ？

(鈴木 通夫) いや、いや、いや、脅迫

(私) 違うんですか？ 普通でしょ？ 普通でしょ？ 違うんですか？

(鈴木 通夫) その話はだつて、その人達がやったか誰がやったかわからないじゃん？

(私) や、わかんないでしょ？ やってるかもしれないでしょ？

(鈴木 通夫) わかんなかったら、だ、脅迫も何も無いじゃん？

(私) 無いって何で言い切れるん？ いや

(鈴木 通夫) 誰がやったのかもわかんないのに、

(私) 脅迫だと感じないんですか？ それを。

(鈴木 通夫) 感じないね。だつて誰かわかんないもん、

(私) へええ、詭弁もいいとこですね？

(鈴木 通夫) だから、こんなとこでやるんじゃなくて個人的にやってください。村でやる問題じゃないよ、それは。

(私) いや、だから、村でやる問題だから言ってるんでしょ？

(鈴木 通夫) 何で村でやる問題？

(私) 身の安全に関する共通の情報だから。違いますか？

(鈴木 通夫) 違わないよ。だつて片一方はちゃんと許可証持ってやるんだよ？ 車を運転してる人と同じだよ？

(私) だから、そうゆう危険な行為をするハンターだったら排除すべきでしょ？ 違いますか？

(鈴木 通夫) だから、それを村でやる話じゃないでしょ？

(私) どうしてひとごとだと？ そんなひとごとのような話ができるんですか？

(鈴木 通夫) はあいいや、帰るべえ。

(村人) はい、もういいよ、帰りましょう。

(私) 録れましたから。

以上

20170416 19:08 構造改善センター(みなかみ町上牧 3034)での集会の録音 反訳書

(村人) かけて具体的にそうゆうもんが無えから、だから、この組頭が予定してる議題を先行さしてもらったほうがいいと思うんですけど?

(鈴木 和男) そうですね?

(村人) はい、

(私) 途中で帰らないんだったらそれでいいですよ? 途中で帰るっての、問題外ですよ? ねえ、民主主義じゃないよね? 元々、ね?

(小林 時雄) ふふん、何が民主主義だよ。

(村人) だって、用事が有ればしょうがねえんじゃないですか?

(私) 相手の人格を完全に否定してらいね? それ。発言始めたら帰っちゃうつつうのはさあ。違います?

(小林 時雄) ふふふん、

(石井 恵子) じゃ、民主主義だったら、総会の議題に則ってやってから、最後にやるべきじゃないでしょうか? それが一番の民主主義だと思います。

(私) ですから、理由は言ってるじゃないすか? 逃げられちゃ困るから最初にやってるんですよ、このあいだみたいに。逃げら、逃げた人が居るから。実績が有るから言ってるんですよ?

(小林 時雄) 逃げられるようなこと言うからだろ?

(私) 何で逃げられるようなこと言うん? どころが? どころがだい? 言って、言ってごらん?

(小林 時雄) 聞きたくないことは聞きたくない。

(私) なんで聞きたくない? なんで聞きたくないんだい? その理由を言ってくれ、なぜ聞きたくないの?

(小林 時雄) へへ、理由なんか無えんだよ。

(私) はい? あの、録音されてますよ?

(小林 時雄) 録音なんかしたって関係ねえよ、何言ってるん?

(私) なんで理由が、じゃあ、なんで理由が無えんに帰るんだよ?

(石井 恵子) 議題をやりましょう。議題を進めましょう。

(鈴木 和男) 議題を進めます、よろしいですかね?

(村人) はい、お願いします。

以上

20170416 20:18 構造改善センター(みなかみ町上牧 3034)での集会の録音 反訳書

(私) ええ、時雄さん 50%です、有罪確率。

(小林 時雄ほか) ふふふ、

(私) いや、ふふふじゃなくて、異常でしょ？ その対応、態度が。共通の身の危険に関するお話してるんですよ？ どうしてそうゆう対応んなるんですか？ 異常な村人さん達？ あの、お一人お一人、あの、締出しについてご意見をうかが、伺いたかったんですが、じゃ、まず、前組頭、なんで、なんであの、私の提案を無視されたんですか？

(石井 悦寿) 提案、無視って？

(私) 提案無視って、元旦に行って、次の集まりでこうゆう提案をしますから、って申し上げましたよね？ それをなぜ意図的に無視されたんですか？ 終わらせようと思いましたよね？ だ、3人とも異常です、対応が、今申し上げた、この件については、共通の身の危険の話なんですよ？ ええ、そうゆう、ですから内容から言って、忘れたとかゆう、通らない話だと思います。忘れたつってもそれは認められない、たぶん。だから 70%と言ってるんです。ええ、それで、ええ、お一人お一人、その、該当猟銃グループのこの地区からの締出しについてご意見を承りたいんですが？ それがそもそもの私の趣旨です。 それを鈴木通夫さんが妨害したんです。 よろしければ、新組頭からご意見賜りたいんですが？

(鈴木 和男) あのう、締出しつつのはどうゆうことなんだかよくわかんねえんで、

(私) いや、どうゆうことって、危険な行為をするハンターを近寄せたくないとゆう趣旨です。

(鈴木 和男) ここは、その、鳥とか獣の、なんかなってるんでしたっけ？ 保護区とか。

(村人) 保護区にはなってねえですね、保護区にはなってねえと思います。

(鈴木 和男) なってねえよね？

(小林 時雄) 保護区にはなってねえし、詳しいことはわかんねえけど。なってたって撃たねえ、そうゆう人が入って来たら、別に鉄砲撃たないことないよ。 どんな人が入って来たっていいんだから。

(鈴木 和男) いいんだよね？

(小林 時雄) うん、

(鈴木 政治) 来んなとは言えねえやな。

(村人) はい、

(私) いや、そら拘束力は無いですよ、 だけど、同じ目に遭う危険を皆さん抱えるわけですよ？ それを放置しといていいんですか？

(小林 時雄) や、放置し、してるわけじゃなくて、そら、

(鈴木 和男) ほ、法律で決めてもらわなけりゃ駄目だ。

(鈴木 政治) それはさあ、放置してるんじゃないって、それはあれ、通達がしてあるんじゃないん？

(私) はい？ あの、日本語を明瞭にお願いします。

(鈴木 政治) 猟友会じゃねえけどさあ、そうゆうのはきちんとしてるんじゃないん？

(私) 何がきちんとしてるん?

(鈴木 政治) 町自体でさあ、たとえばさあ、

(私) いや、だからさあ、真近です、30mで発砲されてんだよ？ まず。その後二週間後、道、血だらけにされてんだよ？ その後更に猪の死骸二回置か、置かれてんだよ？ 貴方がたのねえ、対応、あの、態度がおかしいです。この中に、その中に、絡ん、その件に関与している人間が居るんだろ？ そう、そう思わせますよ、皆さんの態度は。

(鈴木 政治) そうゆう人をさあ、だけど撃てる

(私) 発砲自体はハンターだったけど、通り道の件は村人かもしんないと私は思ってますよ。

(真庭 高広ほか) 通り道の件？

(鈴木 政治ほか) 村、な、意味わかんねえ、

(小林 時雄) 意味わかんねえこと言ってんじゃねえよ、ねえ？

(私) だから、通り道が血だらけだったんです。物凄い血だらけ、

(小林 時雄) それがなに、村人が関与してるつつうんかい？

(私) 可能性は充分有りますね、

(小林 時雄) 証拠も無えような事を言うんじゃねえんだよ、だから。

(私) や、だから証拠は、証拠はこれから挙げるんですよ。

(鈴木 政治) や、証拠は、

(小林 時雄) や、証拠は挙げたら、そらだから、

(私) や、態度がおかしいから、そうじゃねえか？ と推測してるんです。

(小林 時雄) そうゆうことじゃないだろ、こら。

(私) ほら、おかしなこと言い出した、どうして？ 共通の身の危険に関する話でしょ？

(小林 時雄) (鈴木 正春) 共通の危険じゃねえよ、そんなことは。

(私) 何で？

(小林 時雄) 身の危険を感じねえもん。

(真庭 高広) 身の危険を感じてる人つつうんは少ねえんじゃねえんかな？

(小林 時雄) 身の危険を感じてる人、居ねえよ、誰も。豊さん一人だけだよ、そんな。

(真庭 高広) そうだと思うよ？

(私) あ、どうぞ、どうぞ、そうゆうご意見だったら、ああ、もう出、出ましたね、あと、まだ話してないかたは？

(鈴木 和男) わかんねえから、話しようがないもん。

(私) 異常な反、お答えを二件いただいていますけど？

(鈴木 政治) 異常？ 当然だよ、そんなもんは。

(鈴木 和男) それだけです、私の判断は。だから、具体的にわかんねえから何とも言ってみようがない。

(私) 具体的にわかんねえって？

(鈴木 和男) 血だらけってのは何がその、血だらけで？ 身の危険を感じたつつのは誰が感じたのか？ 部落で皆が感じてれば、そら、皆で相談して、あの、県なりお願いに行くだろうけども、それがわかんない。

(私) ん? 何が血だらけって、血だらけって言ったら血だらけじゃねん? 何がわからないん? わかろうとしないん?

(鈴木 政治) わかることならあれだけど、

(鈴木 和男) 猪

(私) 血だらけって言って、他に何か思い当たる物が有るん? 血だらけですよ、真っ赤っかですよ、道が。雪の上の通り道が。

(村人) だって猟友会がもったり色々してるわけでさ、

(鈴木 政治) それで国で決めてあることだもん、無えだっぺ。

(鈴木 和男) 血だらけなんは村人が何か関係有るんかい?

(村人) それがわかんねんだよ、

(鈴木 和男) その血だらけにしたのは?

(私) や、だから、死骸が有った場所と 20m 離れてるんですよ? わざわざあの、私の通り道まで持ち出して捌く必要どこにも無いんですよ?

(鈴木 和男) それが、村人と

(私) そこにありありと意図を感じるんです、脅迫の。 感じないですか?

(鈴木 和男) それはだけど、村人が関係有るんかね? それは村人が

(私) 関係無いんかね? 関係無いんかね?

(鈴木 和男) や、だけど、血まみれでわかんねえから、

(小林 時雄) 証拠が有るんかい? へへへ

(鈴木 政治) 言ってやれよ、

(鈴木 和男) 私の意見そこまでです。

(私) はい、

(鈴木 政治) 組頭、とりあえずこの件は吉平組のことは終わったんかな?

(鈴木 和男) あとはだから、役員会議と伍長会議が一緒に有るんで、この総会として閉めれば、その、そっちの会議に移りてえんですけども。

(鈴木 政治) 総会これで閉めるなら閉めて。

(鈴木 和男) この議論、今の、イマイさんだっけ?

(私) はい、だ、お一人お一人、意見を承りたいと言ってる私の意見をまた無視するんでしょうか?

(鈴木 和男) うん、それ皆さんの意見で、私が一人で決めらんねえから、皆さんにその、個人的な意見じゃなくてこの会議をどうしましょうか? って意見は皆さんに聞きますよ、うん。 だけど、イマイさんの今言ったことが、皆さんがどうに考えるか? は私はわかりません。

(私) ま、強制はできないですが、あの、まだ発言してないかたで発言していただければありがたいです。

(鈴木 政治) 組の会議を終わリゃ、私、帰らしてもらおうよ。

(鈴木 和男) だ、総会として締めていいかどうかも、ちょっと俺、判断、この

(私) ええと、それからもう一つ、新たな脅迫事件が起ってます。 郵便局員が声掛けせず

に、私の寝ている間に忍び込んで荷物を置いて行きました。それには過去の殺人事件が絡んでます。これも脅迫です。要はまあ、イメージ的にはストーカー行為としてわかりやすい行為だと思いますけども。そうゆうのが

(石井 恵子) じゃ、郵便局のほうへ言ってもらって、ここで言う事じゃないと思いますよ。

(私) どうして、ここで言う事じゃないん？ 貴方も、貴方もそうゆう目に遭う、遭う可能性が有るんですよ？

(石井 恵子) 違います、違うと思います。

(私) 何で違うんですか？ どうして違うんですか？ おかしいでしょ？

(鈴木 政治) ってるんじゃねえよ、

(石井 恵子) おかしくないですよ。

(私) 言ってることがおかしいよ、私は共通の身の危険について情報を共有しているだけですよ？

(石井 恵子) 皆さん、他の人達は身の危険を感じてません。

(私) 何を言ってるん？

(真庭 高広) 感じてない。

(私) おかしな、おかしなことばかり言ってんじゃねん？

(鈴木 政治) ことじゃねえよ、それはさあ、

(私) おかしなことばっか言ってんじゃねえよ。

(鈴木 政治) 誰がおかしなこと言ってる？ おかしなこと言ってんじゃねえよ。

(私) 貴方がおかしいの、貴方がおかしいです。

(石井 恵子) 総会を終わりにしましょう。

(鈴木 正春) 総会、終わりでいいよ、もう帰るぞ俺は。

(鈴木 和男) 皆さん、総会、終わりでいいですか？

(私) はい、充分録音させていただきました、ありがとうございました。

以上

## D II 準備書面(1)

令和2年1月6日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

本書は、焦点を絞って、被告に反論します。

### 第1 被告の準備書面(1)の表題は「同意書」であり、主張が有りません

もし、証拠のつもりなら、証拠説明書が有りません。

### 第2 基本的人権は不可侵です

善解するならば、部分社会の法理ないし、特別な好意関係の存在に基く、正当事由を主張しているものと思われませんが、そもそも、無断の留守宅内侵入という行為は、憲法の憲法と言われる、憲法13条の個人の尊厳ないし自律権の侵害です。

典型的な公序良俗に対し「この辺では、基本的人権なんか知らないよ」と言っても、通りませんし、また、私はそのような誤った認識を強要される謂れは有りません。

連署した村人達は、立憲民主主義を、故意に否定しています。

特に被告は教員ですから、職責として、立憲民主主義がわからないはずはありません。

また被告は、甲2でも、立憲民主主義を否定するような発言をしています。

この同意書は、村八分の状況(共犯)の貴重な証拠として、使わせていただきます。

### 第3 崩壊済の人間関係(集会発言の不当性)について、認否して下さい

そんな好意関係がもし在ったとしても、被告自身が、発言によって壊しました。

公衆の面前で、根拠にならない妨害発言を重ね、私を晒し者にしたことを認めますか?

これは侮辱罪に当たると考えますが、見解の相違だと言うなら、その見解を示して下さい。

原告と被告との好意関係が既に崩壊していたことが、当り前に、本件の焦点です。

繰り返しますが、本件の二つの集会の位置付けは、以下の理由から、私の発言の自由(個人の尊厳)まで奪うほどの、正当事由には、なり得ません。

①村の規約(D I-乙1号証)は、禁止規定ではなく、単なる運営上のガイドラインであり、議題も、事前にオーソライズされたもの(構成員の承認を経たもの)ではないこと

②身の安全に関する共通の話題なので、定例的議題よりも、むしろ優先度が高いこと

村とは、最も身近な共同体ですから、当り前に、安全情報を交換します。

(私が事例紹介しようとした二つの事件の概要)

甲1は、猟銃脅迫事件(前橋地裁 H30 ワ 356、同 R1 ワ 289、控訴中)であり、まず、知らぬ間に私の畑に踏み込んで来て、無意識下での、至近距離 30m からの対面発砲が有り、その後、その近くの通り道上に大量の血痕を残したり、死骸を置いたり、グループでつきまとったりしたことは、無言の脅迫に違いないので、そのような危険なハンターグループは、この村へ

の出入を禁止しようと堤案したものです。

たとえ、全てが発砲者の供述通りであったとしても、以下の違法性は否定不可能です。

無意識下の、至近距離 30m からの発砲というのは、世界中どこでも起こりうるケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

1 狩猟法違反(至近距離、38 条 3「弾丸の到達するおそれのある人」に当る)

2 殺人未遂罪(無意識下の轟音によるショック死の恐れ)

3 暴行罪(無意識下の轟音、音波による身体への直接攻撃)

4 侮辱罪(無意識下の轟音、至近距離、私の畑に侵入、傍若無人な振舞い、周囲に仲間)

5 自律権の侵害(=不法行為、無意識下の轟音、至近距離、無断、私の畑)

6 静穏権の侵害(=不法行為、無意識下の轟音、至近距離)

7 脅迫罪(上記の違法性を全て否定することは不可能であることは、誰でも自明であるが故に、敢えて発砲したことが「お前の訴えなど握り潰す」との無言の威力脅迫の意図を示唆すべからく、全人格を否定するような言動というものは、「このように、お前の存在を消すぞ」という生命への害意であることを免れず、それは本件被告も然りです。

甲 3 は、郵便局事件(前橋地裁 H30 ワ 356、同 H31 ワ 182)であり、夜間、縁端で居眠り中に配達員が無断侵入し、枕元に再配達物を置き去り、受取サインを偽造して隠蔽し、無言の脅迫を行いました。

筆跡が違うばかりでなく、インクの色も配達員の供述と違っていました。

**第 4 皆で当り前の違法性を認めなければ、公序の偽装です(各事件共通)**

また、原告の私の訴えを根拠無く無視することは、非人間扱いであり、裁判とは言えません。

以上